第 5371 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行
リーダァスクラブFAXニュース
(2015年)平成27年 12月 16日 水曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 年末調整後に異動があった場合

Q：年末調整後に給与の追加支給があった場合など異動があった場合はどのようにすればいいのですか？

A：年末調整のやり直しをすることになります。

【解説】

年末調整が終わった後に給与を追加支給することとなった場合には、その追加支給額を先の年末調整の対象となった給与の総額に加算して、もう一度年末調整をし直すこととなります。

しかし、次の年に給与が改訂がされ、今年に遡って差額が追加支給されるような場合は、その差額分は、改訂が行われた年分の所得となりますので、年末調整をする必要はありません。

また、年末調整をした後に、配偶者特別控除の適用を受ける際に見積もった配偶者の所得金額と確定した所得金額に差異が生じた場合において、配偶者特別控除額が変動する場合には、異動後の金額により年末調整をやり直す事になりますが、この場合には、翌年１月末日までにやり直すことが認められています。

また、年末調整が終わった後に住宅借入金等特別控除申告書の提出があった場合にも、その申告を基に年末調整のやり直しをすることになりますが、この場合も、翌年１月末日までにやり直すことが認められています。